

東海市養育医療 徴収額一覧表

(単位：円)

世帯の階層区分		徴収額（月額）		
		基準額	加算額	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（単給世帯を含む。）	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分（※）の市町村民税非課税世帯	2,600	260	
C	A階層及びB階層を除き、当該年度分（※）の市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみの課税世帯）	5,400	540	
D ₁	A階層を除き、当該年度分（※）の市町村民税所得割課税世帯であって、その所得割の額の年額が次の区分に該当するもの	15,000円以下	7,900	790
D ₂		15,001円以上 21,000円以下	10,800	1,080
D ₃		21,001円以上 51,000円以下	16,200	1,620
D ₄		51,001円以上 87,000円以下	22,400	2,240
D ₅		87,001円以上 171,300円以下	34,800	3,480
D ₆		171,301円以上 252,100円以下	49,400	4,940
D ₇		252,101円以上 342,100円以下	65,000	6,500
D ₈		342,101円以上 450,100円以下	82,400	8,240
D ₉		450,101円以上 579,000円以下	102,000	10,200
D ₁₀		579,001円以上 700,900円以下	123,400	12,340
D ₁₁		700,901円以上 849,000円以下	147,000	14,700
D ₁₂		849,001円以上 1,041,000円以下	172,500	17,250
D ₁₃		1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900	19,990
D ₁₄		1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400	22,940
D ₁₅		1,423,501円以上	その月における養育医療の給付に要する費用の額	左の基準額に10分の1を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）（その額が26,300円に満たない場合は26,300円）

※ 1月から6月に申請する場合は、前年度分。

※ この徴収額は、申請時に委任状をいただくことで、子ども医療助成費を充てることができますので、実際には、お支払いいただくことはありません。

※ 月の途中で指定養育医療機関に入院又は退院した場合の徴収額は、次のように日割り計算します。

$$\text{徴収額} \times \frac{\text{当該月の実入院日数}}{\text{当該月の実日数}}$$